



郵政産業ユニオン TOKYO

● 発 行 ●
 郵政産業労働者ユニオン
 東京地方本部
 発行責任者 鶴島 一広
 〒104-0031 中央区京橋 3-6-3
 京橋通郵便局 5F
 TEL・FAX 03-3535-5447
 piwutokyo@yahoo.co.jp

元気が出る楽しい活動を！ すべての活動を組織拡大に結実させよう！ 第1回支部長会議開く



10月13日

13:00～日比谷公会堂
 14:00～巨大デモ
 17:00～国会前大集会

統一して2年目を迎え、「新人事・給与制度」はじめとするさまざまな施策に対するとりくみ、そして、特に組織拡大のとりくみの強化が重要であるという鶴島委員長のあいさつで会議が始まりました。

最初に、「私たちと郵政の経営計画」と題として、郵政グループビジョン2021、郵政再生ビジョン（11年度から15年度までの合理化計画）、年度別ビジョンアクションプランなど、15年株式上場へ向けた会社の動向の分析について提起がありました。

続いて、「すべての活動を組織拡大に結実させよう」「支部機能の強化と地域協議会の確

2013年度第1回東京地本支部長（支部代表者）会議が、9月19日に開催されました。7月の第2回地本大会での議論・決定をふまえ、1年間の地本役員体制と専門部体制、年間執行方針と活動方針について討論、決定をおこないました。



立をはかろう」「元気が出る、楽しい組合活動を」の3点を運動の柱とし、非正規社員の正社員化と均等待遇を求め署名、改正労働契約法20条の活用、14春闘アンケートとキャラバン行動、新人事・給与制度の学習会と宣伝行動、

年繁・春闘要求のとりくみなどの具体的方針の提起があり、これらの活動を通して組織拡大を図っていくことが確認されました。

会議の後半には各ブロックに分かれてブロック会議がおこなわれ、支部間の横のつながり、共同したとりくみについて議論され、それぞれのブロックの実情に応じ、朝ビラ行動や、忘年会の開催など決まりました。

すでに、第2回地本大会以降、組織拡大の成果が表れ始めています。支部、地本の連携を図りながら、基本的な組合活動の推進、組織拡大のとりくみを強めていきましょう。

秋の総対話がはじまりました

期間：10月1日～11月20日



仕事のこと、日頃思っていることなど隣の社員と話してみよう。

組合加入も訴えて仲間を増やそう！

秋の組織拡大旬間

期間：11月21日～30日



これのどこが美しい国の「お・も・て・な・し」なのか。

福島原発の汚染水は日に日に深刻化しているのに「ちよつと違うゾ」と思う▼外洋から目と鼻の先にある排水構内で採取した水からは、一辺あたり220ベクレルという放射性ストロンチウムが検出された。その前は、タンク近くの井戸で一辺あたり9万7000ベクレルの放射性トリチウムが検出された▼五輪招致で『コントローラ下にある』と言い切った。何の根拠もない発言を世界の舞台で言った安倍首相の無責任ぶりには呆れ果てた▼東京五輪で財政がカツカツなのに、東京一極集中のインフラ整備に巨額のカネをかけるのか。そんな異常な使い方をしていれば、ただでさえ過疎化が進んでいる地方は置き去りにされてしまう▼今年の集中豪雨で深刻な被害を受けたのは地方のお年寄りだ。もちろん東日本大震災の被災地も取り残されたままだ。それなのに原発はなし崩しに再稼動。これで「お・も・て・な・し」ができる状況なのか。（広）

修理代金23万円を請求

「辞表を書け」「君の仕事はない」

管理者から「この場で辞表を書け」「サラ金に借りても（施策商品を）買え」こんな信じられない言動が期間雇用社員に浴びせられています。



賠償請求はできるか？

9月5日、都内に働く期間雇用社員から組合に相談がありました。「ゆうパック配達中に車をぶつけたら『修理代235,000円を自腹で支払うよう』に言われたが、高額なので支払えないし、賠償しなくてはならないか」との相談でした。

期間雇用社員就業規則51条は（損害賠償）「故意または重大な過失」によって会社 に損害を与えたときは損害の全部または一部を賠償させるとあり、重大な過失がない限り賠償はありません。（ただし懲戒規定はありません）

他の期間雇用社員も請求されて約19万円を支払っているといえます。会社は、社員が知らないことをよいことに就業規則や規定を無視して賠償を求めているのです。

パワハラ・コンプラ・労基法違反も

話はこれだけではありません。後日部長に催促されたさい、本人が「結論を1週間待つて欲しい」というと、部長は「担保として辞

表をこの場で書いてください」と強要されたといえます。

その約1週間後には、同部長から始末書の提出を言われ、「私がここにいる限り車に乗せない」「台車で集荷をしてもらう」「車に乗せないの別の部署に変わってもらう」「君の仕事はありません。どうしますか」などと自主退職を迫るようなパワハラを浴びせています。

彼の当日の勤務は、夜勤でしたが、ゆうパック配達のため前2時間の超勤で10時15分の始業時間でした。

た。午前配達指定のゆうパックを持ち、時間に追われての作業中の出来事だったので。都内では、どこの郵便局も人員削減でいつも時間に追われての作業が交通事故を多発しています。さらに、同部長から施策ゆうパックを買うように言われた時「給料日前でお金がない」というと「サラ金に借りても買え」といわれた社員もいるといえます。また、月の時間外労働が、協定オーバーとなる時もあり、6月の超勤を9月に付けるなど違法行為も多くあるようです。

「スキル評価」「人事評価」 ダウンに苦情処理でたたかおう

東京地本は、この間、苦情処理案件を5事案取り組んできました。それぞれ支部会議を通じ地方会議へ送られてきた事案をルールに従って形式審査、事実審査を行ってきました。事実審査を行った結果について地方会議で検討し、地方会議としての裁定を出しますが、残念ながら地方会議での評価の修正は実現できま

せん。これまでの、支部、地方と進められる苦情処理会議では、なかなか修正を勝ち取ることはできませんでした。しかし、苦情処理会議を取り組んでいる最中に新たに人事評価・スキル評価が行われます。すべてではありませんが、人事評価、スキル評価が見直され、手当て・時給が回復されたケー

さて、あなたの職場はどうですか？ 実態を支部や地本にお知らせ下さい。

富田良子さんの 証人尋問の日程が決まりました

いつも裁判へのご支援ありがとうございます。提訴から約2年がたち、やっと証人尋問がおこなわれることになりました。

11月22日(金)
13時20分～17時
東京地裁526号法廷

労災認定をすすめる会



スが複数あります。先日も納得できない評価でスキルダウン、時給100円ダウンとなったが、苦情処理で審査を行っている過程で「スキル評価でスキルが回復した」と喜びの知らせがありました。

納得できない人事評価・スキル評価にはまずまわりの役員に相談し泣き寝入りせず、苦情相談、苦情処理会議を活用しましょう。

当面の行動日程

10月3日

大橋さん裁判

10月9日

65歳定年無効裁判

10月13日

ノーニークデー

10月16日

労働者派遣法の規制緩和に反対する集会

10月20日

第10回ゆうメイト全国交流会

10月23日

労働法制共同アクション立ち上げ院内集会

10月25日

JAL争議団大集会

10月29日

全国憲法キャラバンスタート